

保護者各位

東村教育委員会  
教育長 比嘉 鶴見  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間」における村内幼稚園、小・中学校の学校生活について（通知）

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県は対処方針として「感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間」を4月29日から5月22日まで、県民に要請しております。

そこで、東村教育委員会においても、感染拡大防止に向けて下記のとおり、幼児、児童生徒が学校生活を送るよう通知いたします。

保護者の皆様におかれましては、家庭内感染等を防止するため、家庭内における感染症対策の徹底等、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

## 記

### 1 学校生活について

- (1) 児童生徒同士の学習用具の貸し借り等は、行わない。
- (2) 教科等における授業において、換気等の感染対策を十分講じた上で、グループ学習等を行う。
- (3) 体育科の授業においては、用具等について不必要に使いまわしをしない。また、使用後は、用具等の消毒を確実にを行う。
- (4) 音楽科の授業において、児童生徒間の距離（最低1m）をとった上で合唱・合奏等を行う。
- (5) 家庭科の授業において、器具や用具等の使いまわしを可能な限り避ける等の対策を講じた上で、調理実習等を行う。
- (6) 校外学習は、地域や訪れる場所の感染状況を踏まえた上で実施するかどうか判断をする。
- (7) 集合学習は、感染対策を講じた上で実施する。
- (8) 給食は、全員が一方向を向いて飲食する等、感染対策を講じる。
- (9) 清掃において、使用頻度の高い箇所の消毒を行う。
- (10) 教室等の換気を確実にを行う。
- (11) 学校車等を使用する場合、座席の消毒や換気等、感染対策を徹底する。
- (12) 毎日、家庭において検温を行い、記録表を提出する。
- (13) マスク着用、手指消毒は、確実にを行う。

## 2 学校行事について

- (1) 地域の感染状況を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- (2) 三密回避、人数制限等を行っても、なお、感染リスクが高いと判断した場合は、延期や中止を検討する。

## 3 部活動について

- (1) 小学校のミニバスケットボール部、中学校のバスケットボール部、音楽部の練習は、平日2時間（早朝練習を含む）、土日祝日は3時間以内とする。（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）
- (2) 土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定する。

※詳細については、「令和4年3月30日付教保第1991号『沖縄県対処方針変更に伴う4月1日以降の県立学校における部活動について（通知）』」、「令和4年4月21日付教保第122号『部活動等の実施における感染症対策の徹底について』」を参照すること。

<https://onl.sc/UQwLa2v>



<https://onl.sc/9zqVRAK>



## 4 幼稚園について

- (1) 幼稚園は密になるような遊びは、可能な限り避けるようにする。（マスク着用、手指消毒の実行）
- (2) 預かり保育については実施する。
- (3) 体育教室・英語教室は、実施する。

## 5 登園・登校の判断について

### (1) 園児、児童生徒が感染した場合

学 校	学級閉鎖、学校閉鎖（原則5日間）。
園児、児童生徒	登園、登校しない。保健所の指示に従う。その間は出席停止扱いとする。

### (2) 同居家族に感染者が発生した場合

園児、児童生徒 登園、登校はしない。

- ① 当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等によりとして、住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間は出席停止
- ② 最終接触から4・5日目の抗原キット検査陰性⇒5日目から登校可能。  
解除のための検査は不要。その間は出席停止扱いとする。

### (3) 同居家族が濃厚接触者の場合

園児、児童生徒 PCR検査の結果、陰性の場合には登園、登校してもよい。ただし、発熱や風邪等、体調に異変を感じる場合は登園・登校しない。PCR検査受診後、陰性であれば、翌日から登園・登校することができるその間は、出席停止扱い。

#### (4) 同居家族以外の感染者と接触した場合

- 園児、児童生徒
- ①無症状であれば、登園・登校してもよい。ただし、感染対策なし（マスクを着用していない、教室の換気が不十分等）の場合は、PCR 検査を受診する。その間は、登園・登校はできない。PCR 検査受診後、陰性であれば、翌日から登園・登校することができる。その間は、出席停止扱い。
  - ②症状があれば、登園・登校をしない。PCR 検査受診後、陰性であれば、翌日から登園・登校することができる。その間は、出席停止扱い。

#### (5) 発熱や風邪等の場合 かかりつけ医や医療機関を受診する。

- ①園児、児童生徒に発熱等風邪症状がある場合は、登園、登校しない。（症状が治まらない場合はかかりつけの病院を受診。医師の指示に従う）  
受診しなかった場合、再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間が経過している。その間は出席停止扱いとする。
- ②同居家族に発熱等風邪症状がある場合は、園児、児童生徒の体温が 37.0℃以上でなければ登園、登校はできる。ただし、毎日の検温チェック等で平熱が高めである場合（36.9℃）は、本人の体調が平時と同じであれば、登園、登校させてもよい。ただし、家族から感染不安があるため、学校を休ませる場合は、出席停止扱いとする。

## 7 その他

- (1) 家庭内感染予防のため、自宅でも手洗いや定期的な共有部分の消毒等を行う。
- (2) 子どもが欠席する場合、幼稚園、小・中学校への連絡を確実にを行う。
- (3) 早寝・早起き・バランスのとれた食事等、生活リズムの確立を図る。
- (4) 感染不安やその他の理由により欠席する場合は、担任等と連絡を取り合い、オンラインでの授業参加、課題提示等に取り組むようにする。
- (5) 幼児、児童生徒の出席に関して判断に困る場合、各学校か東村教育委員会へ連絡をする。
- (6) ワクチン接種で当日から体調不良や発熱等のため学校を休む時は、出席停止扱いとする。
- (7) 幼稚園、学校においては、マスク着用をお願いいたします。



<https://onl.sc/vbRkc98>



<https://onl.sc/KMsm5Hm>

本件担当

東村教育委員会 指導主事 泉川 良之

TEL 0980-43-2130 FAX 0980-43-2017